

弁護士からのアドバイス 「事前を知っておこう。災害への備え」

文：今田 健太郎 広島弁護士会 災害対策委員長

●被災に対しての備え

ここ最近、全国各地で、大きな災害が発生しています。みなさんは、日頃、どのような備えをされていますか？

大切な財産を守る方法として重要なのは、「保険の契約」です。ご自身の保険を確認し、「水害補償がついているかどうか」「家財保険はどうか」「地震の場合も補償されるか」など、保険の内容を把握しておきましょう。

特に、地震による被災の場合、保険料が割高である地震保険に入っていないと、原則、補償されません。代理店や保険会社とも、家計の状態をみてよく相談してみましょう。

また、災害の危険が高まり、避難指示などが出たような場合には、何が何でも命優先の行動をしましょう。通帳や権利証はなくても大丈夫です。「大丈夫だろう」と勝手に判断しないで、避難場所へ速やかに移動することが重要です。

●万が一、被災してしまった場合は？

自宅が被災した場合には、一刻も早く復旧したいと考えるのが人の心情ですが、これはとても危険です。

土砂の撤去や修理を急ぐあまり、法外な値段をふっかけてくる業者と契約してしまうおそれがあります。また、応急修理の制度を使うと、仮設住宅へ入居できない決まりがあるため、一部だけ修理をしたままの状態でも壊れたままの家に住むケースも問題になっています。

まずは、全体の修理費用や再築のための費用の見積もりをとりましょう。そのうえで、保険金や公的支援金、さらには災害時の特例借入などの制度を組み合わせて、自宅を再建するお金が用意で

きるかどうか、弁護士などの専門家にも相談しながらゆっくりと考えてほしいです。

なお、税金や公共料金、学費、医療費の減免などの制度もあるので、落ち着いた頃、自治体の窓口で相談してみましょう。

周り比べて焦らないで！必ず生活再建はできます。



イラスト：むかいあくる

今田 健太郎

広島弁護士会 災害対策委員長

全国各地で奮闘されている被災者の方々は、ご自身の健康を第一に考えてください。そのうえで、生活再建に関する悩みごとは一人で抱え込まず、ぜひ、弁護士などの専門家を頼ってください。災害関連の相談は無料ですし、必ず力になります。

広島は100万都市ではありますが、他人同士でも家族のように一体化できるところが好きです。広島弁護士会も、被災者の方々をはじめ、地域の皆さんに身近な「家族」的存在であり続けますので、ぜひ、頼ってください。

東広島市西条町出身。広島市在住。修道高、一橋大を経て、ゼネコンに就職。2001年司法試験合格。現在、弁護士法人あすかが共同代表。広島弁護士会災害対策委員長を務め、平成26年広島市豪雨災害、平成30年西日本豪雨災害をはじめ、全国の被災者支援にあたり続けている。台風19号の被災直後、SNSで発信した「水害直後～弁護士からの10か条」は全国各地でシェアされ、日本経済新聞「春秋」のコラムにも掲載された。